司法試験委員会会議(第101回)議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成26年6月4日(水)14:15~15:45

2 場所

法務省第一会議室

- 3 出席者
 - 〇 司法試験委員会

(委員長) 山口 厚

(委 員) 稲川龍也, 奥田隆文, 古口 章, 土屋美明, 羽間京子, 長谷部由起子(敬称略)

〇 司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)

小山太士人事課長. 是木 誠人事課付(幹事兼任). 滝口正信試験管理官

4 議題

- (1) 平成26年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について(協議)
- (2) 平成26年司法試験の実施状況について(報告)
- (3) 平成26年司法試験予備試験の実施状況について(報告)
- (4) 平成26年司法試験考査委員等の推薦について(協議)
- (5) 司法試験法の一部を改正する法律案の審議経過及びこれに対する衆議院・参議院法務委員会の附帯決議について(報告)
- (6) 司法試験合格者数等に関する自由民主党司法制度調査会及び公明党法曹養成に関するプロジェクトチームによる提言について(報告)
- (7) 司法試験の方式・内容等に関する検討について(協議)
- (8) その他
- (9) 次回開催日程等について (説明)

5 資料

- 資料 1 平成 2 6 年司法試験受験状況
- 資料 2 平成 2 6 年司法試験予備試験短答式試験受験状況
- 資料3 司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院法務委員会)
- 資料4 司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院法務委員会)
- 資料 5 法曹人口・司法試験合格者数に関する緊急提言(自由民主党司法制度調査会)
- 資料6 法曹養成に関する緊急提案(公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)
- 資料 7 司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について(案)
- 資料8 法曹養成制度改革顧問会議第6回 議事録
- 資料 9 法曹養成制度改革顧問会議第 7 回 議事録
- 資料10 法曹養成制度改革推進会議第2回 議事録

6 議事等

- (1) 平成26年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について(協議)
 - 〇 平成26年司法試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が210点以上の成績を得た5、080人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とすることが決定された。
- (2) 平成26年司法試験の実施状況について (報告)
 - 〇 事務局から、平成26年司法試験の実施状況について、資料1に基づき報告がなされた。
- (3) 平成26年司法試験予備試験の実施状況について(報告)
 - 〇 事務局から、平成26年司法試験予備試験短答式試験の実施状況について、資料2に 基づき報告がなされた。
 - 〇 事務局から、平成26年司法試験予備試験短答式試験において、試験時間が終了し試験監督員から終了を告げられたにもかかわらず、答案用紙への記入を行った不正行為が発生したことについて報告がなされ、当該不正行為を行った受験者の取扱いについて次回の協議事項とすることが確認された。
- (4) 平成26年司法試験考査委員等の推薦について(協議)
 - 〇 平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として別紙1記載の者を 法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書 面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成26年4月30日付けで委員 会の議決としたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験考査委員等に推薦された者が5月12日付けで法 務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

- 〇 平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、別紙2記載の者 を法務大臣に推薦することが決定された。
- (5) 司法試験法の一部を改正する法律案の審議経過及びこれに対する衆議院・参議院法務委員会の附帯決議について(報告)
 - 〇 事務局から、司法試験法の一部を改正する法律が平成26年5月28日に成立し、同年10月1日に施行されることに加え、資料3及び資料4に基づき、衆議院・参議院法 務委員会の附帯決議について、報告がなされた。
- (6) 司法試験合格者数等に関する自由民主党司法制度調査会及び公明党法曹養成に関するプロジェクトチームによる提言について(報告)
 - 事務局から、司法試験合格者数等に関する自由民主党司法制度調査会及び公明党法曹 養成に関するプロジェクトチームによる提言について、資料5及び資料6に基づき報告 がなされた。
- (7) 司法試験の方式・内容等に関する検討について(協議)

(◎委員長, ○委員, □幹事)

□ 幹事による検討の経過について御報告する。資料7「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について(案)」を御参照いただきたい。現在, 幹事において, 司法試験の具体的な方式・内容等について広く検討を進めているが, 特に, 短答式試験に関しては, 司法試験法の改正によって平成27年の司法試験から科目が変更となる可能性が高かったことから, 優先的に検討してきた。その検討の結果をまとめ, 幹事による案としたものが資料7である。

検討に際して、幹事の間では、短答式試験の具体的な在り方について、今回の司法試験法改正の方向性を踏まえたものであるべきとの共通認識があった。今回の法改正において短答式試験の科目を憲法、民法、刑法の3科目とした趣旨は、特に法学未修者について基本的な法律科目をより重点的に学修させるという法科大学院教育の在り方と司法試験を連動させ、基本重視の試験とすることにある。すなわち、今回の改正は、基本的な知識やそれを前提とした法的推論能力を判定する短答式試験の位置付けを変更するものではないので、出題方針、試験時間、問題数、配点等についても、それを前提として決めていくべきという観点から議論がなされた。以下、個別の項目について御説明する。

まず、第1の「実施日程等」については、短答式試験と論文式試験を5月中旬の同時期に実施するという点については変更を加えず、具体的な試験日程については、当面、現行の日程(中1日を挟んだ4日間とし、短答式試験を最終日とする。)を維持するとの案としている。試験日程については、幹事による議論に際し、短答式試験と論文式試験の先後関係や中日の要否等について様々な意見が見られるため、受験者側の意見も確認した上で検討を進める必要があるなどとの意見が示された。その上で、平成27年の司法試験については、早期に試験の在り方を示す必要があり、現行の日程を前提とせざるを得ないものの、平成28年以降の試験日程に関しては、更に検討を継続することとされた。また、試験時間については、科目ごとに試験時間を設定し、憲法は50分、民法は75分、刑法は50分とするという案とした。試験時間の点については、後の問題数や配点とともに御説明する。

次に、第2の1の「短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定方法」についてであるが、短答式試験の各科目の合計点をもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行うこと、短答式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とすることについては、従前の運用を維持するとの案としている。これについては、司法試験における短答式試験の位置付けに変更がない以上、従前の運用どおりとするのが相当との意見で一致した。第2の2の「短答式試験における最低ライン」については、これまでも、年により最低ラインに達していない者の数が変動したり、科目間で最低ラインに達していない者の数に相当程度差が生じたりすることがあり、短答式科目が憲法、民法、刑法の3科目となると、同一科目内の他の分野(例えば、公法系の中の憲法と行政法)によってカバーするという余地もなくなることから、最低ラインがどのように作用することになるか不確定な部分があるのではないかという意見等が示された。そのような点も踏まえ、当面のところ、最低ラインを変動させることは適切ではなく、各科目における満点の40%点という最低ラインを維持した上で、その後の推移を注視すべきという点で幹事の意見は一致した。

第3の「短答式試験の出題方針」については、これまでの司法試験考査委員会議では、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとする。」との申し合わせがなされており、このような出題方針を維持していただくのが相当という意見で一致した。いずれの幹事も、今回の司法試験法改正の趣旨を踏まえると、従来よりも更に細かい知識を問うこととしたり、より複雑な問題にしたりという方針は相当ではないという意見であった。

第4の「短答式試験の問題数及び点数」については,先ほどの試験時間の点も含め, 各科目間のバランスにも配慮する必要があるという前提で議論がなされた。まず、基本 的な方向性として,今回の法改正の趣旨に照らし,問題数や試験時間を大幅に増やすよ うな変更は好ましくないという点で幹事の意見は一致していた。その上で、近時の短答 式試験では、公法系については、憲法と行政法に関する分野で、問題数40問程度、1 00点満点,試験時間90分となっており,刑事系については,刑法と刑事訴訟法に関 する分野で、問題数40問程度、100点満点、試験時間90分となっていることから、 憲法及び刑法に関しては、これを半分とし、問題数20問程度、50点満点、試験時間 45分というものが一つの叩き台とされた。そして、基本的知識が体系的に理解されて いるかを判定するという短答式試験の目的にかんがみ、試験時間には一定の余裕があっ てもよいとの意見、1問当たりの試験時間が過度に長くなると、より難解な出題がなさ れるとの誤ったメッセージを発しかねないとの意見、出題数に関しては科目の特性を踏 まえた一定の柔軟性があってしかるべきとの意見などが示された上,最終的に,問題数 20問から25問程度、50点満点、試験時間50分という案が幹事による変更案とな った。なお、問題数については、現在よりも問題数を増やし、より重たい試験とすべき との趣旨ではなく,1問当たりの配点を柔軟に決めることができるよう一定の幅を持た せたものである。次に、民法に関しては、近時の短答式試験では、民事系については、 民法、商法、民事訴訟法に関する分野で、問題数74問程度、150点満点、試験時間 150分となっており,そのうち36問程度が民法に関する分野から出題されているこ とが参考にされた。幹事による議論に際しては、旧司法試験当時、憲法、民法、刑法に ついて出題数が同じであったことなどが指摘される一方,現状よりも問題数が大幅に減 ることで民法の位置付けが軽くなったとの見方が生じることは相当でないとの意見、範 囲が広範であるという民法の特性を考慮すべきとの意見などが示され,憲法や刑法と同 様に出題数の柔軟性を確保する見地も加味し、最終的に、問題数30問から38問程度、 75点満点,試験時間75分という案が幹事による変更案となった。なお,幹事からは, 短答式試験の問題数や試験時間.問題の難易度などに関しては.出題に関わっていただ いた司法試験考査委員の方々にもアンケート形式で御意見を聞いているところであるの で,司法試験委員会には,その結果も踏まえつつ最終的な方向性を御決定いただくのが 相当ではないかとの意見も示されていた。

最後に、第5の「短答式試験と論文式試験の総合評価」についてであるが、今回の法 改正は、短答式試験の位置付けに変更を加えるものではないので、評価割合を変更する 必要はないという点で、幹事の意見は一致していた。そして、先ほど御報告した配点を 前提とすると、変更後の短答式試験は175点満点になるので、短答式試験と論文式試 験の比重を 1:8のまま維持するには、例えば、短答式試験の得点に、論文式試験の得点に 1400/800を乗じた得点を加算するという算式で総合点を算出するのが相当ではないかという案となった。

なお、これまで御報告したような出題方針、試験時間、問題数、配点等については、 最終的には司法試験考査委員会議又は司法試験委員会によって決していただくべきもの であるが、迅速に御議論を進めていただくため、本日、幹事による叩き台の案を示させ ていただいたものである。

その他の点に関する幹事による検討の経過について御説明する。幹事の間では、論文式試験の在り方についても並行して検討が進められており、これまでの議論により、実際に出題や採点をしていただいている司法試験考査委員の方々に対してアンケートを実施するとともに、司法試験の問題の在り方に関して継続的な分析を行っている法科大学院協会や日弁連などの意見も聞く機会を設け、更に検討を深めていくこととされた。この論文式試験の在り方の検討に関しては、平成28年司法試験に反映させることができるよう鋭意検討を進めている。また、平成28年以降の実施日程についても更に検討を進めることとしているほか、司法試験の合格基準や合格者決定の在り方についても、今後検討することとしている。御報告は以上である。

- 考査委員に対するアンケートの集計はいつ頃になるのか。
- □ 短答式試験に関する部分は6月中旬頃までに集計したい。
- 短答式試験の具体的な在り方については、幹事による検討を踏まえ、今回から司法試験委員会でも議論していくということだが、具体的な実施に関する方針についてはいつ頃までに決する必要があると考えているのか。
- □ 例年11月から12月には出願が行われているので、それよりも一定程度前に決める 必要があると考える。夏頃までには最終的な方針を決めていただく必要がある。
- O 民法とそれ以外の科目との間のバランスについて、幹事の間ではどのような議論があったのか。
- □ 幹事による議論においては、科目間のバランスという意味では配点が大きな要素ではないかという意見が強く、まず配点におけるバランスを考慮した上、それに見合うような問題数や試験時間とするのが相当ではないかという方向で議論が進んだ。その結果として、最終的に、民法につき、憲法や刑法の1.5倍程度の配点、問題数、試験時間とする案となった。

なお問題数については、例えば、近時の短答式試験では、民法に関する分野の出題数が36問程度であったが、問題の中には配点が2点の問題と3点の問題とがあるので、その配分によって問題数に多少増減が生じ得る。このような点に関する出題者の裁量を考慮し、問題数については多少幅を持たせたものであるが、基本的には、現状を尊重するという考え方である。

O これまで幹事による議論にも参加してきた。結論を整理して書くと素っ気ないが、各項目について幹事の間ではかなり多角的な議論がなされていたという印象を持つ。例えば、本日示された案の第4の科目別の問題数については、問題数を増やすか増やさないかという点だけではなくて、問題数が多いと基本的な問題を出しやすくなるが、問題数が少ないとかえって個々の問題が難しくなってしまうという面があるかもしれないとか、1問当たりの時間数でゆとりを持たせ過ぎると、考査委員がついつい難しい問題を出したがる傾向にならないかとかいうような点なども含め、基本的な内容を問う短答式

試験であることを維持しつつ、新しい仕組みの中に組み込むにはどうしたらよいのだろうかということを様々な角度から検討し、議論を行っていた。大事なことは、結論はこうであるということではなく、その前提となる部分、例えば、こういうことが大事だからこういう観点から問題数について考えてみようとか、問題の中身の点もこういう観点から考えてみようとかいうことであり、そのような点については、司法試験委員会の中でも意見を出し合い、主に受験生に、そして実際に大学で教えている側の人間にも伝えていかなくてはいけないのではないかと感じている。つまり、新しい制度がどういう形のメッセージを教育する側や学ぶ側に実際に与えていくか、短答式試験を含めた司法試験をどのような方向に動かしていくのかという点を検討し、その検討の過程自体を示していくことが、司法試験では何を求めているのかということを学生達に正確に伝えることにつながるのではないかと感じている。司法試験委員会でも時間を十分取り、議論の経過を発信していけないかと考えている。

- 幹事による議論を傍聴したことがあったが、非常に熱っぽい議論がされていたという 印象を持った。立場にこだわることなく自由に議論をしていて、良い方向にまとまって いくのではないかと感じた。例えば,第4の問題数のところでは,問題数だけ考えても いけないし、配点だけで考えてもいけないし、試験時間の配分だけで考えてもいけない し、総合的に考えるという方向で議論がなされていたが、議論の状況を聞いていると、 基本的には受験生の負担を軽減していく方向で議論が進んでいると感じた。また,民法 の場合は、その範囲が広く、憲法や刑法と比べ、場合によってはある程度問題数を使わ ないと実力がはっきりと判定できないこともあるのではないかというような意見もあ り、それぞれの科目によっても違うという印象を受けた。問題数として、憲法や刑法は 20問から25問,民法は30問から38問の間に収まってくるというのは、大体その ぐらいの感じなのだろうなと思う。あまり問題数が少なくなると、例えば、民法につき、 債権法の分野は十分に出題できるが、家族法の分野については出題できないというよう なことになりかねず,試験全体を考えた上でのバランスの取り方というのは必要と感じ た。同じ科目の中でも、受験生は得意・不得意があると思われるので、そういった点も 意識して問題数等を決めなくてはいけないと思う。いずれにせよ、短答式試験は、旧試 験のときは足切り試験という位置付けが強かったが,新しい司法試験においては,基本 的に必要とされる知識・ベースがあるはずなので,それをチェックする試験であること に徹してほしい。個人的な見解としては、問題についても、過去に出題した問題を再び 出すということもあってもよいのではないかとも思っている。あまり凝った問題とする よりは、良い問題は良い問題として出題するということをお願いしたい。
- かつての短答式試験は、過去の問題と同様の肢が繰り返し出されることもあり、重要な点については基本的には頭に入ってしまって、極端なことを言えば、多くの者が満点に近い点を取ることができる状況にあった。個人的には、本当はそういう試験でも良いのではないかと思う。基礎的な知識をちゃんと押さえるということを考えたら、それも一つのイメージなのではないか。今回の法改正は、法科大学院における未修者教育との連携等を目的としており、基本的に、本当に大事なものをきちんとやってもらうという方針があるものと思う。つまり、短答式試験を3科目にしたということは、そこで負担軽減する代わりに、重要な点についての中身をきちんと学んでもらうゆとりを受験生に持ってもらうということだろうと思う。そこのメッセージを具体的な制度の中でどう伝えていくかである。

例えば、幹事による検討に際して、最低ライン点40%をどうするかという議論があった。一方の意見では、短答式試験は基本的な知識・能力を試す試験であるという前提に立った上で、40%という最低ラインがあることにより、論文式試験では結構良い成績を取ることができる人が落ちてしまうということがあり得るので、最低ライン点はなくすか、最低ラインを下げるべきではないかという意見があった。他方では、全く同じ観点から違う意見が出た。極端な例を言えば、この40%を80%にし、80%取れなければだめだという試験にすれば、それにふさわしい出題になるのではないかという見であった。つまり、30%とか40%とかの低い最低ラインを設定してしまうと、逆に難しい問題が出題されてしまい、実際には負担が大きい、不必要に複雑なこと・遺いてしまう試験になるかもしれないということである。これらの意見については、両方当たっているような気がする。最終的には、幹事の間でも、様々な点を考えると、当面、最低ライン点は変えない方が良いということになり、私も結論はそう考えている。ただし、単に結論だけではなくて、その両方にある考え、つまり、基礎的なものをきちんと問う試験であるべきで、過度に複雑で余分なことを聞くような試験であってはならいというところを、改めて関係者が確認することが必要なのではないかと考える。

O 議論されている点は、ある意味で古くて新しい問題で、本日示された案の第3にある「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた」出題というのは、どのようなものになるのかということを具体的に議論してもらい、それが問題数の問題であるとか、時間の問題であるとか、そういうものにも反映していくし、あるいは出題の方式、中身、レベル、そういうものにも必然的に反映してくるのだろうと思う。それをどう考えるのかと言われると非常に悩ましい問題であるが、やはり、その点をしっかり議論していただいて、出題の在り方を変更していくとしたら、それを反映させていくというスタンスが必要なのではないかと感じている。

そこで、質問だが、幹事の間では、法科大学院における教育内容を踏まえるという点 についての議論というのは具体的になされているのか。

- □ これまでの司法試験の短答式試験のデータなどを利用して、問題を見ながら正答の状況を確認したり、出題形式を比較しながら正答状況を確認したりという作業はしている。その上でも、法科大学院における教育内容を踏まえた出題というものがどの程度のものであるべきかについては様々な意見がある。前提として、年によって科目ごとに難易度に差があるものの、基本的な傾向として、これまでの短答式試験に関しては、種々のアンケート等を見る限りでは、比較的良好な評価を受けているということが言えるのではないかということが議論のベースになっている。そのため、現在の短答式試験と比較し、大きく問題数とか試験時間等をいじらない方が良いのではないかという議論につながっている。
- 科目間のバランスという点では、幹事による案にあるとおり、民法はある程度多くてよいのではないかと思う。現在の問題数を前提にしても、民法の分野全体がカバーできるのかなと考えたりもする。重点指向という発想が必要ではないかと考えている。
- 民法は分野が広いので、例えば、憲法や刑法が20問程度で50点満点であった場合、 それと同じでは民法としては出題数が足りないのではないかというように、科目の特性 に応じた適正な問題数というのはあると思う。議論を傍聴した限りでは、幹事において も、民法は、憲法や刑法と比べ、相対的に、配点、試験時間、問題数等を少し多めに設 定した方が良いのではないかという点では意見が一致していたものと認識している。現

場の先生方とか学生の意見を聞いても同じような意見になるのではないかなと思う。それを前提にしつつ、具体的にどのような問題数の配分にするかという議論は別途もうーつあり得るが、配点等の点において3科目の中では民法の比重は相対的に大きいものであるべきという点を前提とした議論がなされていたように思う。

- 他科目と比べ、相対的に民法の比重が大きい点は、基本的には良いのではないか。また、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」との方針を維持するのも、良いのではないかと思う。第1の実施日程の点につき、現行の司法試験について、受験生にとって大変体力的に厳しいというような意見がある。また、試験会場に行くために宿泊を要する受験生もいるし、社会人であれば仕事を休んで行かなければならないという場合もある。そういう意味で、アンケート等を実施して意見を聞いてみるというのは必要なことではないかと思う。
- 〇 日程の点については、例えば、短答式試験と論文式試験の先後関係につき、短答式試験が最終日にあるとくたくたに疲れてしまって辛いという声は結構聞いている。他方、色々と情報を集めてみると、必ずしもそうではないという意見もある。幹事の間の検討に際しては、一つの方向を決めきってしまい、またすぐに変えるというのはいかがなものかという意見があり、当面は現状維持をしつつ、更に議論した方が良いのではないかという方向でまとまったものと認識している。同様に、中日を置くかどうかという点や短答式試験と論文式試験を分断することがどうかという点についても、分断すると遠方の受験生は2回試験のために出てこなければならないとか、土日をたくさん活用することができ、ウィークデーを減らして試験を実施することができる方が良いとか、やはり様々な要素を考慮する必要がある。この実施日程の点は、今後の議論の大きな宿題ではないかと考えている。
- O 試験の実施日程に関しては、できるだけニーズに応える必要があるが、基本的には賛 否両論があるもので、どんな案を取っても、賛成と反対の両方があり得るのではないか と考えている。例えば、余程意見が偏っており、9割以上の人がこう言っているという ような状況があれば別であるが、そうでなければ、その都度現状を改善していきながら、 よほど動きがとれないようであれば、抜本的に変更するというようなスタンスで良いの ではないか。
- 受験生は、試験制度がころころ変わるのが一番迷惑だと、結構切実に実感でそう思っているのではないか。合理的な理由があるものは変えていく必要があると思うが、ただ変えればよいというものではないので、そこは慎重に考えるべきである。ある意味では今を踏襲することが一番良いという場面も出てくることはやむを得ない。
- 法科大学院教育における教育内容を十分に踏まえるという点については、予備試験合格者資格での受験者が増加していることとの関係などを考慮しなくてよいのだろうか。
- 考え方としては、予備試験は、法科大学院での勉強と同等の知識・能力が身についているかどうかということを図る試験であるという観点から見ると、短答式試験において法科大学院の教育内容を踏まえた内容が出題されているという点は、むしろ整合するという考え方ができるのではないか。
- 「法科大学院における教育内容を踏まえた」というフレーズに関して言えば、現実的な問題として、最近は変わってきているとは思うが、法科大学院では、短答式試験用の 勉強を授業の中でやるということをあまりしていないという点がある。もっとも、法科

大学院の授業を普通に真面目にやっていれば、それで短答式試験についても解けることが当然というのが一つの建前というか大前提の考え方としてあると思う。きちんと体系的に、授業の中でちゃんと自分の意見を発表できたりするような予習をした上で授業に臨み、ちゃんとやってくれていれば、いわゆる丸暗記型の短答式試験用の勉強をしなくても、短答式試験の成績は上がるはずだと思っている。授業とは別に、まず短答式試験の勉強をして試験をクリアしていくような受験対策をする勉強の仕方をしては困るという意味合いも込めて、こういうフレーズを入れ、それにふさわしい出題内容を考えてきたということだと思う。もちろん、法科大学院で、短答式試験を取り上げてそれに向けた指導をしてはいけないということではないだろうが、原則としては、もともとの考え方、つまり、短答式試験の問題は、双方向を向いた法科大学院での授業の中で学習していけば解けるような問題であるべきだという点は譲ってはいけないのではないか。そこが変わってしまうと、誤った勉強の仕方を受験生が始めてしまうと思う。

- 今の点はなかなか難しい点が含まれており、法科大学院における法律学の学習というのは、自学自習があってというのがまず出発点で、教師はそれをいかにサポートするのかというのが基本的な考え方であり、法科大学院の授業の中で、学ぶべきことを全て行うことはできない。問題点のもう一つは、未修者に対するクラスでの授業の在り方と既修者に対するクラスでの授業の在り方は違うので、その違いをどういうものと理解した上で、法科大学院における教育内容を踏まえるのかという点が難しいと思う。また、短答式試験の問題を作るのは難しいものであり、成り立つ問題でなくてはならないという制約が大きい中で、良い問題をいかにして作っていくのかというのが、問題のレベル感を含めて大事なところである。したがって、司法試験委員会でいろいろな議論がなされるだけではなく、それを考査委員の方々とどのように共有していくのかということが重要で、どんなに立派なことを決めても、それが実際に出題をする考査委員の側に及んでいかなければ意味がなく、その点を含めて考えていかなければならないと思う。
- バックボーンにあるのは、プロセスとしての法曹養成という制度の根幹に関わってくるところであり、司法試験という点による選抜だけではない、そういう試験制度にしていくべきというのがこの出題方針に込められているのだろうと考えている。
- ◎ 本日のところは、様々な御意見をうかがったところであるが、短答式試験の基本的な 在り方等については、更に検討を進めていくこととしたい。

(8) その他

〇 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議及び法曹養成制度改革推進会議の開催状況及び協議状況について、資料8から資料10に基づき報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について (説明)

〇 次回の司法試験委員会は、平成26年6月11日(水)に開催することが確認された。 (以上)

平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦者

日 置 朋 弘 行 政 法 最高裁判所事務総局行政局第二課長

松 下 貴 彦 商 法 東京地方裁判所判事

松 下 裕 子 刑 事 訴 訟 法 法務省刑事局国際課長

平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の職を解く者

近 藤 裕 之 行 政 法 東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房付

品 田 幸 男 行 政 法 最高裁判所事務総局行政局第一課長

相 澤 哲 商 法 横浜地方裁判所判事

瀬 戸 毅 刑事訴訟法 証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官

平成26年司法試験考查委員推薦者

安東 章 国際関係法(公法系) 東京地方裁判所判事

平成26年司法試験考査委員の職を解く者

細 田 啓 介 国際関係法(公法系) 司法研修所教官

平成26年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者等名簿

1 司法試験考査委員(102名)

可法試験考質委員(102名)							
青	井	未	帆	憲法	学習院大学専門職大学院法務研究科教授		
新	井		誠	憲法	広島大学大学院法務研究科教授		
井	上	典	之	憲法	神戸大学大学院法学研究科教授		
荻	野	明	_	憲法	弁護士 (東京弁護士会)		
Ш	崎	幸	雄	憲法	法務省保護局恩赦管理官		
Ш	瀨	雅	彦	憲法	法務総合研究所教官		
佐る	木	弘	通	憲法	東北大学大学院法学研究科教授		
根	森		健	憲法	新潟大学大学院実務法学研究科教授		
毛	利		透	憲法	京都大学大学院法学研究科教授		
安	西	文	雄	憲法	九州大学大学院法学研究院教授		
Щ	П	聡	也	憲法	法務省人権擁護局参事官		
Щ	本	龍	彦	憲法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授		
青	栁		馨	行政法	元東京高等裁判所部総括判事・日本大学大学院法務研究科教授		
伊	藤	清	隆	行政法	法務省大臣官房参事官(訟務担当)		
占	部		祥	行政法	法務省入国管理局付		
大	坪		丘	行政法	元横浜地方裁判所長・大東文化大学大学院法務研究科特任教授		
畄	田	正	則	行政法	早稲田大学大学院法務研究科教授		
乙	部	竜	夫	行政法	法務省大臣官房参事官(訟務担当)		
北	村	和	生	行政法	立命館大学大学院法務研究科教授		
北	村	美種	恵子	行政法	弁護士 (第二東京弁護士会)		
木	村	琢	麿	行政法	千葉大学大学院専門法務研究科教授		
佐	伯	祐	$\stackrel{-}{-}$	行政法	同志社大学大学院司法研究科教授		
澁	谷	勝	海	行政法	法務省大臣官房参事官(訟務担当)		
徳	本	広	孝	行政法	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授		
長	屋	文	裕	行政法	元最高裁判所調査官		
深	澤	龍-	一郎	行政法	九州大学大学院法学研究院教授		
前	田	雅	子	行政法	関西学院大学法学部教授		
秋	武	憲	$\overline{}$	民法	元仙台家庭裁判所長・山梨学院大学大学院法務研究科教授		
大	中	有	信	民法	同志社大学大学院司法研究科教授		
片	Щ	直	也	民法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授		
小	粥	太	郎	民法	一橋大学大学院法学研究科教授		
古	積	健-	三郎	民法	中央大学大学院法務研究科教授		
小	Щ	綾	子	民法	法務省大臣官房民事訟務対策官		
佐	藤	貴	則	民法	弁護士 (東京弁護士会)		
髙	橋		眞	民法	大阪市立大学大学院法学研究科教授		
田	子	真	也	民法	弁護士 (第一東京弁護士会)		
手	嶋		豊	民法	神戸大学大学院法学研究科教授		
前	田	陽	$\overline{}$	民法	立教大学大学院法務研究科教授		
浅	香	紀り	人雄	商法	元福島家庭裁判所長		
荒	谷	裕	子	商法	法政大学法学部教授		
伊	藤	靖	史	商法	同志社大学法学部教授		
岩	谷	敏	昭	商法	弁護士 (大阪弁護士会)		
仮	屋	広	郷	商法	一橋大学大学院法学研究科教授		
Ш	島	11	ゔみ	商法	早稲田大学社会科学総合学術院教授		
髙	島	志	郎	商法	弁護士 (大阪弁護士会)		
辰	巳		郁	商法	法務省民事局付		
中	東	正	文	商法	名古屋大学大学院法学研究科教授		
平	野	正	弥	商法	弁護士 (東京弁護士会)		
弥	永	真	生	商法	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授		
Щ	田	純	子	商法	甲南大学大学院法学研究科教授		

4= NFF 1	** >*+	4-1.24 1.25 1.25 1.25 1.25 1.25 1.25 1.25 1.25
行 澤 一 人 伊 東 俊 明	商法 民事訴訟法	神戸大学大学院法学研究科教授 岡山大学大学院法務研究科教授
大濱しのぶ	民事訴訟法	则四人子人子阮広榜训 九件教授 関西学院大学法学部教授
岡田幸宏	民事訴訟法	同志社大学法学部教授
小磯武男	民事訴訟法	元福島地方裁判所長
佐々木 茂 美	民事訴訟法	元大阪高等裁判所長官・京都大学大学院法学研究科教授
佐 野 裕 志	民事訴訟法	事修大学大学院法務研究科教授
下村眞美	民事訴訟法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
西澤宗英	民事訴訟法	青山学院大学法学部教授
二本松利忠	民事訴訟法	元大阪地方裁判所長
二羽和彦	民事訴訟法	中央大学大学院法務研究科教授
芳 賀 雅 顯	民事訴訟法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
平林慶一	民事訴訟法	元金沢家庭裁判所長
藤井慎一郎	民事訴訟法	法務省大臣官房民事訟務課付
石 井 徹 哉	刑法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
石原俊也	刑法	弁護士 (東京弁護士会)
今 井 猛 嘉	刑法	法政大学大学院法務研究科教授
上嶌一高	刑法	神戸大学大学院法学研究科教授
年 拼 源太郎	刑法	慶應義塾大学法学部教授
佐久間 修	刑法	大阪大学大学院法学研究科教授
内 藤 晋太郎	刑法	法務省矯正局参事官
成瀬幸典	刑法	東北大学大学院法学研究科教授
橋本正博	刑法	一橋大学大学院法学研究科教授
濱 克彦	刑法	法務省刑事局参事官
林 美月子	刑法	立教大学法学部教授
安田拓人	刑法	京都大学大学院法学研究科教授
若 原 正 樹	刑法	元東京高等裁判所部総括判事・京都大学大学院法学研究科教授
小木曽綾	刑事訴訟法	中央大学大学院法務研究科教授
川上拓一	刑事訴訟法	元さいたま地方裁判所部総括判事・早稲田大学大学院法務研究科教授
佐藤隆之	刑事訴訟法	東北大学大学院法学研究科教授
佐 藤 剛	刑事訴訟法	法務省刑事局参事官
洲見光男	刑事訴訟法	同志社大学大学院司法研究科教授
田 中 開	刑事訴訟法	法政大学大学院法務研究科教授
寺 崎 嘉 博	刑事訴訟法	早稲田大学法学学術院教授
日 野 明 久	刑事訴訟法	弁護士 (東京弁護士会)
堀 江 慎 司	刑事訴訟法	京都大学大学院法学研究科教授
松山憲秀	刑事訴訟法	弁護士 (東京弁護士会)
望 月 栄里子	刑事訴訟法	学習院大学専門職大学院法務研究科教授
安村 勉	刑事訴訟法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
河 野 一 郎	倒産法	法務省民事局付
近藤隆司	倒産法	明治学院大学法学部教授
野 村 剛 司	倒産法	弁護士(大阪弁護士会)
松下祐記	倒産法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
山 本 研	倒産法	早稲田大学法学学術院教授
鈴 木 將 文	知的財産法	名古屋大学大学院法学研究科教授
鎌田耕一	労働法	東洋大学法学部教授
小 西 康 之	労働法	明治大学法学部教授
飛 田 秀 成	労働法	弁護士 (第一東京弁護士会)
福 岡 右 武	労働法	元前橋家庭裁判所長
水 島 郁 子	労働法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山 田 省 三	労働法	中央大学大学院法務研究科教授
和 田 文 彦	労働法	中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室付審査官

2 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員を併任する者(12名)

木	下	武	彦	憲法	法務総合研究所教官
武	田	芳	樹	憲法	山梨学院大学大学院法務研究科准教授
磯	部		哲	行政法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
横	Щ	真	通	行政法	法務省大臣官房行政訟務課付
渡	辺		諭	民法	法務省民事局付
磯	部	慎	吾	商法	法務省民事局付
梶	Щ	太	郎	民事訴訟法	法務省大臣官房司法法制部付
福	澤	純	治	民事訴訟法	法務省大臣官房民事訟務課付
高	橋	和	人	刑法	早稲田大学大学院法務研究科教授
保	坂	和	人	刑法	法務省刑事局参事官
栗	田	知	穂	刑事訴訟法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
町	田		聡	刑事訴訟法	司法研修所教官